

令和7年9月 河北町農業委員会総会（第9回）

令和7年9月25日（木曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
7 番 堀 和彦 委員	8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員
10 番 逸見 三和子 委員	11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（1名）

2 番 布川 峯夫 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年9月25日（木曜日）午前9時2分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

1 番 岡崎 学 委員 3 番 押野 利浩 委員

日程第2 議案の審議

報第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第22号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について

議第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第25号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

議第26号 河北町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議第27号 河北町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議第28号 河北町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議第 29 号 河北町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議第 30 号 河北町農地利用最適化推進委員の委嘱について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

おはようございます。それでは、只今より令和 7 年 9 月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第 1 の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

1 番 岡崎 学 委員 3 番 押野 利浩 委員お願いいたします。

それでは、早速、日程第 2、議案の審議にはいります。報第 9 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書 1 ページをお開きください。報第 17 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、申請番号 50 番 所在地 谷地字桑ケ原●●、畑ほか 12 筆、合計 14,647.26 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、孫の●●さんが相続されました。取得後は、字布田の田については、●●さんに耕作をお願いして、他は自己保全ということで管理することです。

共有名義分につきましては、備考欄に持分を記載しておりますが、ここで資料の訂正をお願いいたします。備考欄に持分 1/2 とありますが、2/3 の誤りですので訂正をお願いいたします。

次に、2 ページをお開きください。申請番号 51 番 所在地 西里字根際●●、畑ほか 15 筆、合計 81,749 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、孫の●●さんが相続されました。取得後は、自作と賃貸借契約をしているところは継続して耕作をお願いすることです。

次に、申請番号 52 番 所在地 谷地字東●●、田ほか 4 筆、合計 3,567 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、畑は自

己保全ということで管理して、田は賃貸借契約をしておりますので継続して耕作をお願いする
とのことです。

次に、3 ページをご覧ください。申請番号 53 番 所在地 谷地字月山堂●●、田、ほか 16
筆、合計 14,436 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが
相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、4 ページをお開きください。申請番号 54 番 所在地 西里字土入●●、畑ほか 17
筆、合計 25,140 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが
相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、申請番号 55 番 所在地 西里字下楨●●、樹園地ほか 13 筆、合計 17,267 m²です。所
有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後
は、自作するとのことです。

次に、申請番号 56 番 所在地 谷地字下野●●、畑ほか 2 筆、合計 4.927 m²です。所有者
●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、畑は
自作し、田は賃貸借契約をしておりますので継続して耕作をお願いするとのことです。

以上 7 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

皆様の方から何かご質問ございませんでしょうか。

堀委員

○ 堀委員

50 番の谷地字布田以外は自己保全という形のようにですけど、田んぼも自作ではなく自己保全
という感じなのか。

○ 事務局（嶋田）

谷地字布田以外も全部●●さんに耕作をお願いしてみたんですけども、耕作しづらいとい
うことで、他にも耕作する方がみつかりませんでしたので現時点では自己保全ということ
で田んぼも●●さんの方で管理することになっております。

○ 議長（会長）

安部委員、場所分かりますか。

○ 安部委員

ちょっと地図を見ないとわからないです。どんなところか結構面積あるなと思ったので、後で場所を地図みせていただけたらと思います。

○ 議長（会長）

はい、ほかに何か。

今回、自己保全というのが少しあるようですので、地域の方周りに迷惑がかからない程度に見ていただけたらと思います。なければ次に進みます。報第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

報第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、6 ページをお開きください。申請番号 108 番、所在地 谷地字東●●、田ほか 2 筆、合計 4,973 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請でご審議いただきますが、売買するためです。

次に、申請番号 109 番、所在地 谷地字山王●●、田 3,721 m²のうち 1,600 m²、1 筆です。渡し人は●●さんの破産管財人 ●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請でご審議いただきますが、売買するためです。

次に、申請番号 110 番及び 111 番、所在地 谷地字海老鶴●●、田 1,132 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成についての審議案件になりますが、中間管理事業で●●さんに貸すためです。

以上 4 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。それでは次に進みます。

議第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、議第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、7 ページをお開きください。

申請番号 49 番、売買による所有権移転です。所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、578 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 50 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字山王●●、田、3,721 m²、1 筆です。渡し人は●●さんの破産管財人●●さんと、受け人の●●さんです。理由につきましては、破産者が所有する財産の処分のためとなります。

次に、申請番号 51 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東●●、田ほか 2 筆、合計 4,973 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、高齢による経営縮小とのことです。

次に、資料の 8 ページをお開きください。申請番号 52 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東●●、畑、52 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

以上 4 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いいたします。

49 番からお願いいたします。

○ 高橋委員

49 番、受け人の●●さんは、まめに果樹を中心に一生懸命やって、現場の荒れてる所を根っこをおこしたり新しく畑をやろうと、管理されてましたので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

50 番からお願いいたします。

○ 奥山委員

50 番は、山王から藤助新田に行く道路沿いにある農地で、ちゃんと管理されている農地で問題ないと思います。

51 番は、もともと受け人が作っているところなので問題ないと思います。

52 番は、堤防沿いの細いところですけども、隣を耕作している人が買ってくれたということで、ちゃんと管理なっていましたので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

私から事務局にいいですか。50 番、今回 3 反 7 畝くらい売買して残り 8 反歩ぐらいはどうなるのかわからないか。

○ 事務局（嶋田）

山王に 2 筆あるんですけども、●●さんが買う予定になっております。2 筆で 5,200 m²ほどです。売買が決まらずに残ったところはそのまま●●さんの所有ということで残るような形になります。

○ 議長（会長）

弁護士が買い受ける人を探しているわけだね。別に農業委員会に協力要請みたいなのは来てないのか。

○ 事務局（嶋田）

農業委員会の方に、どなたかご紹介いただければということでお話があつて、今回のところはもともと受け人が耕作していたところなので買っていただくことになったんですけども、山王のほうは樹園地ということで、●●さんから樹園地を広げたいので何処かないかとお話をいただいてこともありまして、農業委員会からご紹介させていただいたものでした。

購入の手続きを進めているところです。

○ 議長（会長）

残りは全部山王にあるんだか。

○ 事務局（嶋田）

残りの面積は河北町だけでなく東根市分も含まれております。

○ 議長（会長）

わかりました。何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。

次に移ります。議第 22 号事業計画変更申請（農地法第 5 条）による意見の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議案書 9 ページをご覧ください。議第 22 号事業計画変更申請（農地法第 5 条）による意見の決定についてご説明いたします。

申請番号 1 番、売買による所有権移転です。所在地、谷地荒町東二丁目●●、現況雑種地、52 m²、

1 筆です。渡し人は、当初事業計画者であった●●さんの相続人、●●さん、受け人は、●●さんです。当初、●●さんは、息子さんご夫婦の住宅建築のため平成 20 年 6 月 23 日に農地法第 5 条の許可を受け、7 月 17 日所有権移転登記を完了しましたが、息子さんご夫婦が東京に住むことになったため、その後工事等は未着工のままとなっております。この度、受け人が、住宅敷地が手狭になったため、隣接地である申請地を駐車場として利用したいということで事業計画の変更申請をするものです。

32 ページが案内図で、33 ページが字切図です。宅地と道路に囲まれており、造成は不要な雑種地の状況です。34 ページが土地利用計画図になります。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地確認報告をお願いいたします。

○ 木嶋委員

今日の朝行っていました。周りは住宅で申請地は草が生えてましたが駐車場にしてもらってきれいに管理してもらえれば幸いだと、問題ないと思います。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。

議第 23 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議案書 10 ページにお戻りください。議第 23 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 1 番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、畑、682 m²、1 筆です。申請人は、●●さんです。

申請事由としましては、事業所である●●の現在の敷地が手狭になったため、道路向いの申請地を駐車場及び資材置場として利用するものです。35 ページが案内図で、36 ページが字切図になります。申請地は溝延の築堤事業に伴う分筆及び用地買収により道路と宅地、堤防に囲まれることになり、効率的な農地の利用は見込めない生産力の低い第 2 種農地と判断しております。37 ページが土地利用計画図になります。敷地の拡張ということで、一体利用するもので申請地以外の土地では事業の目的を達成できないことから、許可基準を満たしていると思われます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

次の議第 24 号の説明が終わってから現地確認報告をお願いしたいと思います。

議第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議案書 11 ページにお戻りください。議第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 8 番、所有権移転による転用です。所在地 大字溝延字稻荷原●●、畑、62 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。

申請事由につきましては、議第 23 号農地法第 4 条の規定による許可申請の申請事由と同様でございますので省略させていただきます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地確認の報告をお願いいたします。

○ 押野委員

●●さんは、ガソリンスタンドを経営されています。ガソリンスタンドによる資材置場及び駐車場に利用するというので、堤防建設も重なって農地としての利用が不可能ということで農地転用は問題ないと思います。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

何か皆さんからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に進みます。議第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成についてご説明いたしますが、説明をさせていただく前に、資料が 1 枚不足しておりましたので、資料の追加とページ番号の修正をさせていただきたいと思います。

議案書 11 ページの次に、委員の皆様にお配りしております 12-1 のページが追加になりまして、議案書の 12 ページが 12-2 となりますので修正をお願いいたします。

それでは、12-1 のページ、議第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、河

北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料の 12-2 ページから 20 ページにつきましては、賃貸借または使用貸借の設定となります。資料の 21 ページは移転ということで、受け手の変更になります。中間管理事業による貸借につきましては、河北町農地利用調整委員会で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上、貸借権の設定 85 件、貸借権の移転 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、これは調整会議のほうで皆さんのご意見を賜りながら進めた案件ですので、このように決定したいと思います。

それでは次に移ります。議第 26 号、27 号、28 号、29 号、30 号河北町農地利用最適化推進委員の委嘱について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議第 26 号から議第 30 号までの河北町農地利用最適化推進委員の委嘱について一括して申し上げます。

河北町農地利用最適化推進委員は、令和 7 年 1 月 30 日に任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により提案するものであります。

議第 26 号は、浅黄 庄一 氏（あさぎ しょういち）

議第 27 号は、嶋田 政敏 氏（しまだ まさとし）

議第 28 号は、東海林 伸太郎 氏（とうかいりん しんたろう）

議第 29 号は、布宮 聡 氏（ぬのみや さとし）

議第 30 号は、吉田 一男 氏（よしだ かずお）をそれぞれ委嘱するものであります。

なお、それぞれの略歴は資料のとおりであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

今回、各地区の推薦の方と自己推薦の方 2 名おまして、2 名の方が多いという結果でしたが、皆さんの方からご審議いただいてこのような人選になりましたのでご承認よろしくお願いいたします。

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

それではこれで総会を終了いたします。

午後 9 時 3 4 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
